

久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況の公表

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 の規定に基づき、久留米市の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況を次のとおり公表します。なお、表内の割合（％）については、区分ごとに小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（1）行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事の職務	135	8.1	主事	135	826	49.3	一般職級
				計	135			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	147	8.8	主事	147			
				計	147			
3 級	主任主事の職務	407	24.3	主任主事	407			
				計	407			
4 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	510	30.4	主任主事	137	373	22.2	主査級
				主査	132			
				総務主査	5			
				事務主査	142			
				技術主査	61			
				指導主事	21			
				社会教育指導主事	2			
				社会教育主事	1			
主任	9							
計	510							
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	234	14.0	課長補佐	209	234	14.0	課長補佐級
				補佐	8			
				総務補佐	3			
				園長	9			
				指導主任	4			
				教育センター副所長	1			
計	234							
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	174	10.4	課長	91	174	10.4	課長級
				主幹	61			
				政策調整官	3			
				室長	3			
				東京事務所次長	1			
				所長	10			
				館長	2			
				場長	1			
				事務長	2			
				計	174			

7級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	42	2.5	次長	25	42	2.5	次長級
				事務局長 総合政策課長 財政課長 法務監 人事厚生課長 行財政改革推進課長 財産管理課長 検査企画監 流域治水調整監 秘書室長 都市計画課長 公園土木管理事務所長 教育監 教職員課長 教育センター所長	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
				計	42			
8級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	28	1.7	部長	20	28	1.7	部長級
				理事 東京事務所長 会計管理者 議会事務局長	5 1 1 1			
				計	28			
合計		1,677	100					

(2) 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主任主事の職務	0	0					
	2 主事の職務			計				
2級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	0	0					
	2 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 3 困難な業務を行う主任主事の職務			計				
3級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	2	66.7	主幹	2	2	66.7	課長級
	2 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務							計
4級	保健所長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	1	33.3	保健所長	1	1	33.3	部長級
合計		3	100					

(3) 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	0	0			2	100	一般職級
				計				
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	0	0					
				計				
3級	主任主事の職務	1	50.0	主任主事	1			
				計	1			
4級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	1	50.0	主任主事	1			
					計	1		
合計		2	100					

(4) 企業職給料表 (一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	7	5.7	主事	7	64	52.0	一般職級
				計	7			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	10	8.1	主事	10			
				計	10			
3級	主任主事の職務	29	23.6	主任主事	29			
				計	29			
4級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	47	38.2	主任主事	18	29	23.6	主査級
				主査	9			
				総務主査	1			
				事務主査	2			
				技術主査	17			
	計	47						
5級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務	16	13.0	課長補佐	15	16	13.0	課長補佐級
					補佐			
				計	16			
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務	11	8.9	課長	6	11	8.9	課長級
				主幹	3			
				所長	2			
				計	11			
7級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして企業管理者が別に定める職の職務	2	1.6	次長	2	2	1.6	次長級
					計			

8級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので企業管理者が別に定める職の職務	1	0.8	部長	1	1	0.8	部長級
				計	1			
合計		123	100					

(5) 教育職給料表 (二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の養護教諭（任用の期限を附さないものを除く。）、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1	1.3	養護教諭	1	1	1.3	教諭相当
				計	1			
2級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭（任用の期限を附さないものに限る。）、栄養教諭、講師（任用の期限を附さないものに限る。）、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務 2 指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務	67	85.9	教諭	67	67	86.1	教諭相当
				計	67			
特2級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（乙）又は社会教育主事（乙）の職務	5	6.4	主幹教諭	5	5	6.3	主幹教諭相当
				計	5			
3級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務 2 指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務	3	3.8	教頭	3	3	3.8	教頭相当
				計	3			
4級	1 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務 2 困難な業務を処理する指導主事（甲）又は社会教育主事（甲）の職務 3 主幹指導主事又は主幹社会教育主事の職務	2	2.6	校長	2	2	2.5	校長相当
				計	2			
合計		78	100					